

## プラスチックの減量・資源化について

### (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」における地方公共団体の責務は以下のとおりである。

#### <地方公共団体の責務>

- 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努め、
- 都道府県は、市町村に対し、市町村の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努め、
- 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第6条関係)

また、個別の措置事項における市町村関連の事項は以下の2つである。

#### 【市区町村の分別収集・再商品化】(プラスチック資源としての一括回収)

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、**容器包装リサイクル法ルートを活用した再商品化**を可能にする。

#### <市町村の分別収集及び再商品化>

- 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準の策定等の措置を講ずるよう努め、市町村が分別の基準を定めたときは、当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者は、当該分別の基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならないものとする。 (第31条関係)
- 市町村は、分別収集物(環境省令で定める基準に適合するものに限る。)の再商品化を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人(以下「指定法人」という。)に委託することができるものとする。 (第32条関係)

#### 【市区町村の分別収集・再商品化】（中間処理工程の一体化・合理化）

- 市区町村と再商品化事業者が**連携して行う再商品化計画**を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が実施することが可能に。

#### ＜市町村の分別収集及び再商品化＞

- 市町村は、単独で又は共同して、分別収集物の再商品化の実施に関する計画（以下「再商品化計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、再商品化計画の変更等について所要の規定を設けること。（第33条及び第34条関係）
- 認定に係る再商品化計画に記載されたプラスチック容器包装廃棄物（容器包装再商品化法第二条第四項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるものとして主務省令で定めるものをいう。）については、これを容器包装再商品化法第二条第六項に規定する分別基準適合物とみなして、容器包装再商品化法の規定を適用するものとする。こと。（第35条関係）

上記以外の個別の措置事項には、以下のようなものがあるが、いずれも具体的な資源化方法を指定しているものではない。

#### 【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
  - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。

#### 【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
  - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。

#### 【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成

する。

- 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

## (2) プラスチックのリサイクル技術開発状況

プラスチックをリサイクルする革新的なプロセス技術の開発については、2020年8月にNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が着手している。

- 【1】 最適な処理方法に振り分けるための選別技術
- 【2】 元のプラスチック材料と遜色ない材料に再生する技術
- 【3】 分解して石油化学原料に転換する技術
- 【4】 材料や原料への再生が困難な廃プラスチックを焼却し高効率にエネルギーを回収・利用する技術

上記4つの技術の開発を連携して行い、この技術の適用により、2030年度までに、これまで国内で再資源化されていなかった廃プラスチックのうち、約300万トン/年を有効利用するとされている。

事業期間は2020年度～2024年度を予定しており、これらの技術でプラスチックの資源化を推進するとすれば、現在の容器包装のような資源化方法が確立するのは、早くても2024年度となる。

上記(1)(2)のとおり、容器包装以外のプラスチックの資源化については、推進していくことは決まっているものの具体的な方法については、今後、数年掛けて決められていくものとする。

そのため、本年度作成の計画では、具体的な削減策や削減見込み量の算出は困難であるため、今後、国の動向を注視していき、5年ごとの計画の見直し時に、資源化対象品目の拡大について検討することとする。